

事例表

開示決定等の期限関係

(資料 2 ～ 6)

○ 延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日以内に開示決定等がされなかったもの(資料2)

| 法人名 | 件名 | 受付年月日 | 期限 | 決定年月日 | 超過日数 | 30日以内に開示決定等がされなかった理由 |
|-----------------|--|----------|-----------|-----------|------|--|
| 科学技術振興機構 | 「平成15年7月15日付け研究推進部長発信の表現“戦略的創造研究事業に係わる一切の件”に規定されるあるいは係わる一切の文書」 | H20.9.29 | H20.10.29 | H20.12.26 | 22 | 法人文書特定のための補正を行ったが、補正の認識について開示請求者と相違があったため。 |
| 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 | 旧国鉄大船工場跡地土壌調査結果報告書 | H20.4.2 | H20.5.2 | H20.5.7 | 5 | 担当業務が繁忙であったこと及び関係者への意見照会に時間を要したため。 |
| 鳥取大学 | 「患者アメニティーのためのインテリジェントベッドサイドシステム 一式」契約関係書類 調達物品及び構成内訳 | H20.4.24 | H20.5.24 | H20.5.28 | 4 | 同時期に複数の法人文書開示請求があり、事務処理に時間を要したため。 |
| | 鳥取大学附属病院における平成15年度の病床数 | H20.5.21 | H20.6.20 | H20.7.11 | 21 | 同時期に複数の法人文書開示請求があり、事務処理に時間を要したため。 |
| | 鳥取大学医学部附属病院における平成15年度診療科別患者数及び平成16年度病床数 | H20.5.21 | H20.6.20 | H20.7.11 | 21 | 同時期に複数の法人文書開示請求があり、事務処理に時間を要したため。 |
| | 鳥取大学附属病院における平成16年度診療科別患者数及び平成17年度病床数 | H20.5.21 | H20.6.20 | H20.7.11 | 21 | 同時期に複数の法人文書開示請求があり、事務処理に時間を要したため。 |
| | 鳥取大学附属病院における平成17年度診療科別患者数及び平成18年度病床数 | H20.5.21 | H20.6.20 | H20.7.11 | 21 | 同時期に複数の法人文書開示請求があり、事務処理に時間を要したため。 |
| | 鳥取大学附属病院における平成18年度診療科別患者数及び平成19年度病床数 | H20.5.21 | H20.6.20 | H20.7.11 | 21 | 同時期に複数の法人文書開示請求があり、事務処理に時間を要したため。 |
| | 鳥取大学附属病院における平成19年度診療科別患者数 | H20.5.21 | H20.6.20 | H20.7.11 | 21 | 同時期に複数の法人文書開示請求があり、事務処理に時間を要したため。 |
| | 鳥取大学附属病院における平成15年度から平成20年度における外国人入院患者数、自由診療による外国人入院患者数 | H20.5.21 | H20.6.20 | H20.7.11 | 21 | 同時期に複数の法人文書開示請求があり、事務処理に時間を要したため。 |

| 法人名 | 件名 | 受付年月日 | 期限 | 決定年月日 | 超過日数 | 30日以内に開示決定等がされなかった理由 |
|------|-----------------------|----------|----------|----------|------|-----------------------------------|
| 鳥取大学 | 平成17年度 奨学寄附金納付済報告 | H20.6.10 | H20.7.10 | H20.7.11 | 1 | 同時期に複数の法人文書開示請求があり、事務処理に時間を要したため。 |
| | 平成18年度 奨学寄附金受入承認済報告 | H20.6.10 | H20.7.10 | H20.7.11 | 1 | 同時期に複数の法人文書開示請求があり、事務処理に時間を要したため。 |
| | 平成19年度 奨学寄附金受入承認済報告 | H20.6.10 | H20.7.10 | H20.7.11 | 1 | 同時期に複数の法人文書開示請求があり、事務処理に時間を要したため。 |
| 長崎大学 | 平成16年度入札結果一覧表 | H21.1.15 | H21.2.16 | H21.2.17 | 1 | 同時期に法人文書開示請求が集中し、文書の特定に時間を要したため。 |
| | 平成17年度入札結果一覧表 | H21.1.15 | H21.2.16 | H21.2.17 | 1 | 同時期に法人文書開示請求が集中し、文書の特定に時間を要したため。 |
| | 平成18年度入札結果一覧表 | H21.1.15 | H21.2.16 | H21.2.17 | 1 | 同時期に法人文書開示請求が集中し、文書の特定に時間を要したため。 |
| | 平成19年度入札結果一覧表 | H21.1.15 | H21.2.16 | H21.2.17 | 1 | 同時期に法人文書開示請求が集中し、文書の特定に時間を要したため。 |
| | 平成20年度入札結果一覧表 | H21.1.15 | H21.2.16 | H21.2.17 | 1 | 同時期に法人文書開示請求が集中し、文書の特定に時間を要したため。 |
| | 平成16年度見積書の写し及び支出契約決議書 | H21.1.15 | H21.2.16 | H21.2.17 | 1 | 同時期に法人文書開示請求が集中し、文書の特定に時間を要したため。 |
| | 平成17年度見積書の写し及び支出契約決議書 | H21.1.15 | H21.2.16 | H21.2.17 | 1 | 同時期に法人文書開示請求が集中し、文書の特定に時間を要したため。 |
| | 平成18年度見積書の写し及び支出契約決議書 | H21.1.15 | H21.2.16 | H21.2.17 | 1 | 同時期に法人文書開示請求が集中し、文書の特定に時間を要したため。 |
| | 平成19年度見積書の写し及び支出契約決議書 | H21.1.15 | H21.2.16 | H21.2.17 | 1 | 同時期に法人文書開示請求が集中し、文書の特定に時間を要したため。 |
| | 平成20年度見積書の写し及び支出契約決議書 | H21.1.15 | H21.2.16 | H21.2.17 | 1 | 同時期に法人文書開示請求が集中し、文書の特定に時間を要したため。 |

○延長手続を採った事案に係るもので、延長した期限までに開示決定等がされなかったもの(資料3)

| 法人名 | 件名 | 受付年月日 | 期限 | 決定年月日 | 超過日数 | 期限までに開示決定等がされなかった理由 |
|--------|---------------------|---------|---------|-----------|------|--------------------------|
| 国際協力機構 | ホーチミン市水環境改善事業関連文書 | H20.7.3 | H21.1.5 | H20.12.26 | 146 | ベトナム政府の意向確認が必要な部分があったため。 |
| | サイゴン東西ハイウェイ建設事業関連文書 | H20.7.3 | H21.1.5 | H20.12.26 | 146 | ベトナム政府の意向確認が必要な部分があったため。 |

○法第11条を適用した事案に係るもので、通知した期限までに開示決定等がされなかったもの(資料4)

| 法人名 | 件名 | 受付年月日 | 期限 | 決定年月日 | 超過日数 | 期限までに開示決定等がされなかった理由 |
|-------------|--|-----------|----------|----------|------|---|
| 国立病院機構 | 契約に係る関連書類を求める内容 (計113件) | H20.9.30 | H21.1.16 | H21.2.16 | 31 | 開示請求の対象となる法人文書が全国に散在しており、また、入札参加業者における競争上の地位が不当に害されるおそれがあるか否かについて、入札参加業者に対して第三者照会を行い、その結果を踏まえ、法及び規程の審査基準等に照らし十分に検討する必要があったため。 |
| (株)日本政策金融公庫 | 平成16、17年度の期間で、飲食を含む会議に係わる決裁書 | H18.10.15 | H19.3.15 | H20.6.30 | 473 | 組織改編を控えたこともあり、所管業務が著しく繁忙であったため。 |
| お茶の水女子大学 | セクシュアルハラスメントの申告、対応検討等すべての文書(被害者個人名等除く)、セクハラ防止対策委員会関係全文書。いずれも保存年限内のすべて。 | H20.4.21 | H20.8.29 | H20.9.24 | 26 | 対象となる法人文書が著しく大量(4,400枚)であり、検索、特定、整理に予想外の時間を要したことに加え、不開示部分の妥当性の慎重な検討に時間を要したため。 |
| | 附属学校等を含む教職員の懲戒処分内容が分かる全文書、および懲戒審査関係全文書をそれぞれ保存年限内のすべて。 | H20.4.21 | H20.8.29 | H20.9.24 | 26 | 対象となる法人文書が著しく大量(749枚)であり、検索、特定、整理に予想外の時間を要したことに加え、不開示部分の妥当性の慎重な検討に時間を要したため。 |
| | 附属学校を含む学内での事故報告書(児童、生徒のけがなど)、保存年限内のすべて。 | H20.4.21 | H20.8.29 | H20.9.24 | 26 | 対象となる法人文書が著しく大量(1,156枚)であり、検索、特定、整理に予想外の時間を要したことに加え、不開示部分の妥当性の慎重な検討に時間を要したため。 |

○延長手続を採っていない事案で、30日を超過しているもの(資料5)

| 法人名 | 件名 | 受付年月日 | 期限 | 超過日数 | 30日以内に開示決定等がされなかった理由 | 備考 |
|--------|--------------------------------|-----------|----------|------|---|----|
| 国立病院機構 | 勤務割振表を求める内容 | H21.2.3 | H21.3.4 | 27 | 処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。 | |
| 山形大学 | 平成20年6月～12月の医学部教授会の議事録・資料のすべて等 | H20.12.15 | H21.1.13 | 76 | 同時期に開示請求が大量に申請があったため作業が遅れたため。 | |

○法11条を適用している事案で、開示請求者に通知した期限を過ぎているもの(資料6)

| 法人名 | 件名 | 受付年月日 | 期限 | 超過日数 | 30日以内に開示決定等がされなかった理由 | 備考 |
|------|---|----------|-----------|------|--|----|
| 山形大学 | 人文学部および全学におけるハラスメント関係の委員会で取り扱った書類すべて等 | H20.9.29 | H20.12.20 | 101 | 全体が一連一体のもとなっており、資料が著しく多様且つ大量となっており資料特定に時間を要しているため。 | |
| | 人文学部における教員に関する特別委員会、発議した新旧運営委員会で取り扱った資料すべて等 | H20.9.29 | H20.12.20 | 101 | 全体が一連一体のもとなっており、資料が著しく多様且つ大量となっており資料特定に時間を要しているため。 | |

事例表

法第 11 条適用事案関係

(資料 7)

○法第11条を適用した事案に係るもので、開示決定等までに1年超を要したものの(資料7)

| 法人名 | 件名 | 受付年月日 | 決定年月日 | 要した日数 | 1年超を要した理由 |
|-------------|---|-----------|----------|-------|---|
| (株)日本政策金融公庫 | 平成16、17年度の期間で、飲食を含む会議に係わる決裁書 | H18.10.15 | H20.6.30 | 624 | 組織改編を控えたこともあり、所管業務が著しく繁忙であったため。 |
| 東北大学 | 「東北大学医学部に関する教授会会議全文書平成11年度以後のものすべて」のうち「医学部・医学系研究科教授会議事要録及び資料(平成13年6月～平成14年5月開催分)」 | H17.9.21 | H20.6.24 | 1007 | 文書が著しく大量(約5,600枚)であるため、事務の遂行に著しい支障が生じたことに加え、開示、不開示の審査が難しく検討に時間を要したため。 |
| | 「東北大学医学部に関する教授会会議全文書平成11年度以後のものすべて」のうち「医学部・医学系研究科教授会議事要録及び資料(平成14年6月～平成15年5月開催分)」 | H17.9.21 | H20.7.9 | 1022 | 文書が著しく大量(約5,600枚)であるため、事務の遂行に著しい支障が生じたことに加え、開示、不開示の審査が難しく検討に時間を要したため。 |
| | 「東北大学医学部に関する教授会会議全文書平成11年度以後のものすべて」のうち「医学部・医学系研究科教授会議事要録及び資料(平成15年6月～平成16年5月開催分)」 | H17.9.21 | H21.3.11 | 1267 | 文書が著しく大量(約5,600枚)であるため、事務の遂行に著しい支障が生じたことに加え、開示、不開示の審査が難しく検討に時間を要したため。 |
| | 「東北大学医学部に関する教授会会議全文書平成11年度以後のものすべて」のうち「医学部・医学系研究科教授会議事要録及び資料(平成16年6月～平成17年7月開催分)」 | H17.9.21 | H21.3.31 | 1287 | 異議申立人の主張に対応するための諸調査及び関連文書の特定に日数を要したため。 |
| | 「東北大学医学部附属病院教授会に該当する全会議録」のうち「平成16年度、17年度科長会議議事要点記録及び資料」 | H17.9.21 | H20.9.19 | 1094 | 文書が著しく大量(約9,100枚)であるため、事務の遂行に著しい支障が生じたことに加え、開示、不開示の審査が難しく検討に時間を要したため。 |

事例表

異議申立て事案の処理日数関係

(資料 8 ～ 10)

○今年度に審査会に諮問した事案のうち、異議申立てを受けてから諮問までに90日超を要したもの(資料8)

| 法人名 | 件名 | 受付年月日 | 諮問した日 | 要した日数 | 90日以内に諮問できなかった特段の事情 |
|-----------------|--|-----------|----------|-------|---|
| 医薬品医療機器総合機構 | 薬事法第77条の4の2第1項等に基づき、機構に提出された法人文書(医療機器不具合・感染症症例報告書)の開示請求に対する部分開示決定についての第三者からの異議申し立て(平成21年・(独情)諮問第2号) 【申し立て内容(部分開示決定に対する追加マスク)】 ・法5条1号に関する情報(不具合発生時の患者の状況等) ・法5条2号イに関する情報(販売名、報告企業名等) | H20.8.1 | H21.1.29 | 181 | 同様の案件を審査会へ諮問中であり、慎重な検討を行う必要があったため。 |
| 国際協力機構 | カンボジア国道1号線改修事業に関する資料 | H20.1.16 | H20.4.21 | 96 | 異議申立人の主張する事項について、確認等の作業に時間を要したため。 |
| 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 | 特定企業に対する入札関連文書 | H19.6.15 | H20.4.14 | 304 | 担当業務が繁忙であったこと及び関係者への意見照会に時間を要したため。 |
| | 1987年2月にJR設立委員会に提出した採用候補者名簿 | H19.12.7 | H21.2.18 | 439 | 処分庁及び同じ請求が殺到している関係庁において担当業務が繁忙であること、及び開示請求文書の存否の確認に時間を要したため。 |
| 都市再生機構 | 特定地番に係る不動産鑑定評価書の一部開示決定に関する件 | H20.1.30 | H20.6.18 | 140 | 類似の諮問案件があり、過去の答申の内容を精査するなど、不開示部分の妥当性の慎重な検討に時間を要したため。 |
| 北海道大学 | アイヌ人骨台帳等の一部開示決定に関する件【平成20年(独情)諮問第114号】 | H20.4.30 | H20.10.9 | 162 | 異議申立人の主張に対応するための諸調査及び関連文書の特定に日数を要したため。 |
| 東北大学 | 特定教授に係る調査委員会に関する資料等の不開示決定(存否応答拒否)に関する件 | H20.2.25 | H20.7.14 | 140 | 異議申立を受けて学内委員会で検討し、追加開示をした文書について、異議申立者から異議申立の継続の意思が出されたものの、その理由書の提出が遅れたため。 |
| 郵便事業株式会社 | 一般小包商品単独における収支計算結果の分かる資料等の不開示決定(存否応答拒否)に関する件 | H19.10.24 | H20.9.30 | 342 | 異議申立内容について慎重な検討が必要であったため。 |

○調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、異議申立てから90日超を経過しているもの(資料9)

| 法人名 | 件名 | 受付年月日 | 経過日数 | 90日以内に諮問できなかった特段の事情 | 備考 |
|----------|---|---------|------|-----------------------------------|----|
| 郵便事業株式会社 | 世田谷郵便局の配達等をしている特定個人の一日の担当区域が分かる資料の一部開示決定に関する件 | H18.8.3 | 971 | 事実関係を確認するために大量の対象文書を精査する必要があったため。 | |

○今年度に行った裁決・決定のうち、審査会の答申を受けた事案に係るものであって、答申を受けた日から裁決・決定までに60日超を要したもの(資料10)

| 法人名 | 件名 | 受付年月日 | 諮問した日 | 要した日数 | 90日以内に諮問できなかった特段の事情 |
|--------|--|----------|----------|-------|------------------------------|
| 宮城教育大学 | 宮城教育大学教授会会議録 | H20.4.28 | H20.10.6 | 161 | 対象文書が大量であったため(開示文書約3,300枚)。 |
| | 県教育委員会長期特別研究会委員長が属する会議すべての議事録 | H20.4.28 | H20.10.6 | 161 | 対象文書が大量であったため(開示文書約3,300枚)。 |
| | 教師像の設定、指導、検討に関わるすべての文書。特に教育学、教授学の教員部の会議、講義に関わるすべての文書 | H20.4.28 | H20.10.6 | 161 | 対象文書が大量であったため(開示文書約3,300枚)。 |
| 名古屋大学 | 平成19年度名古屋大学入学者選抜試験(前期日程)第2次学力試験「数学」の回答用紙に書かれた、各問題(出題)に対する各受験者の回答(答案)の不開示決定に関する件 (平成20年度(独情)答申第6号) | H20.6.11 | H20.8.27 | 77 | 異議申立てに係る事案の処理以外の業務が繁忙であったため。 |

<資料 11>

事例表

情報公開に関する訴訟に係る判決の概要

○情報公開に関する訴訟に係る判決の概要(資料11)

<第1審>

| 法人名 | 裁判所 | 事件番号 | 判決年月日 | 事件の概要 | 判決区分 | 備考 |
|--------|------|----------|----------|---|------|-----------------------|
| 預金保険機構 | 福岡地裁 | 20(行ウ)3 | H20.7.8 | <法人文書不開示決定取消請求事件> 文書の不存在を理由として、法第9条第2項により不開示とした処分の取消しを求めたもの | 請求棄却 | |
| 徳島大学 | 徳島地裁 | 19(行ウ)10 | H20.5.12 | <法人文書不開示処分取消等請求事件> 依頼者の治療根拠となる医療文献について、法の定める開示請求対象文書には該当しないため不開示とした処分の取消し及び文献の提出を求めたもの | 請求棄却 | 高松高裁へ控訴 (20(行コ)15) |

<控訴審>

| 法人名 | 裁判所 | 事件番号 | 判決年月日 | 事件の概要 | 判決区分 | 備考 |
|------|------|----------|-----------|---|------|--------------------------------|
| 徳島大学 | 高松高裁 | 20(行コ)15 | H20.11.27 | <法人文書不開示処分取消等請求控訴事件> 依頼者の治療根拠となる医療文献について、法の定める開示請求対象文書には該当しないため不開示とした処分の取消し及び文献の提出を求めたもの | 控訴棄却 | 最高裁へ上告 (21(行ツ)42, 21(行ヒ)49) |

<上告審>

| 法人名 | 裁判所 | 事件番号 | 判決年月日 | 事件の概要 | 判決区分 | 備考 |
|------|-----|----------------------|----------|--|------|----|
| 徳島大学 | 最高裁 | 21(行ツ)42 21(行ヒ)49 | H21.3.24 | <法人文書不開示処分取消等請求上告兼上告受理申立事件> 依頼者の治療根拠となる医療文献について、法の定める開示請求対象文書には該当しないため不開示とした処分の取消し及び文献の提出を求めたもの | 上告棄却 | |